



全国医師国民健康保険組合連合会

第63回全体協議会開催

「国保組合に対するこれ以上の定率国庫補助率の見直しは行わないこと。」「高額医療費によって、保険者に過重な負担がかかるないよう、国の積極的な対応を求める。」等の決議を採択

去る10月11日（土）に一般社団法人全国医師国民健康保険組合連合会（略称「全医連」）の第63回全体協議会が、中部ブロック（担当：福井県医師国保組合）主催で、福井県福井市「アオッサ」（福井県県民ホール・福井市地域交流プラザ）において全国各医師国保組合の代表者など339名が参集して開催された。

その概要を報告する。

当組合の出席役員

副理事長 三戸 和昭 常務理事 田代 典夫
理 事 今 真人

全医連の全体協議会は、全国を中国四国、関東甲信越、近畿、九州、中部、東北北海道（開催順序）の6ブロックに分け、ブロック持ち回りによって開催されている。

代表者会

令和6年度会計決算等を審議

来年の第64回全体協議会の主催は
東北北海道ブロック
開催地は秋田県秋田市と決定

代表者会は、昼食後12時30分から各組合の理事長（代表者）が出席し開催された。

なお、当組合から組合役員として 三戸 和昭 副理事長が出席している。

（協議事項）

- (1)令和6年度事業報告について
- (2)令和6年度会計収入支出決算について
令和6年度監査報告について
- (3)令和8年度の会費徴収について
- (4)全体協議会の運営について
- (5)決議（案）について
- (6)「会長指名」枠の理事の選任について
- (7)任期満了に伴う監事の選任について
- (8)次期全体協議会の開催地について

協議事項は全て承認され、代表者会は終了した。

全 体 協 議 会

代表者会で決議した事項の報告

午後1時45分から全体協議会が開催され、高井博正 福井県常務理事とフリーアナウンサーの山田恵梨子 氏が司会を担当し、馬岡 晋 三重県理事長が開会を宣した。

最初に 大中 正光 福井県理事長から主催ブロックを代表しての挨拶が行われた後、近藤 邦夫 全医連会長（石川県顧問）から挨拶が行われた。

次に、来賓の方々が祝辞を述べられた。

全国国保組合協会会長 渡邊 芳樹 氏
福井県知事 杉本 達治 氏
(代理 菅輪 克宏 健康福祉部健康医療局長)
福井市長 西行 茂 氏
引き続き、司会者から来賓者の紹介が行われた。
日本医師会常任理事 佐原 博之 先生
福井県国保連合会理事長 南 英治 氏

なお、日本医師会会長 松本 吉郎 先生、福井県知事 杉本 達治 氏、参議院議員 釜范 敏 先生及び福井県医師会会長 池端 幸彦 先生は懇親会で祝辞を述べられた。

議長には例年どおり担当組合の大中 正光 福井県理事長が就任していただくことで、代表者会で承認されていることが報告され、担当ブロックの理事長の紹介が行われた後、議事が進められた。

（報告事項）

- (1)令和6年度事業報告について
- (2)令和6年度会計収入支出決算報告について
- (3)令和6年度監査報告について
- (4)令和8年度の会費徴収について
- (5)決議（案）について
- (6)「会長指名」枠の理事の選任について
- (7)任期満了に伴う監事の選任について
- (8)次期全体協議会の開催地について

(1)～(2)、(4)は、全医連総務担当 空知 顕一 理事(兵庫県理事長)から、(3)は、全医連 鳥澤 英紀 監事(岐阜県副理事長)から報告がなされた。

(5)について、池田 正見 静岡県理事長が「決議」文を朗読され、拍手がなされた。また、議長よりこの決議文は、一般社団法人全国医師国民健康保険組合連合会の総意として、内閣総理大臣の他、政府関係機関に送付することが報告された。

(6)(7)は、全医連総務担当 空知 顕一 理事(兵庫県理事長)から、「会長指名」枠の理事について、川島 崇 氏(群馬県理事長)、篠原 彰 氏(静岡県副理事長)が選任されたこと、任期が満了となる釣船 崇仁 監事(長崎県副理事長)の後任として、櫻庭 清 氏(秋田県常務理事)が就任されたことが報告された。

(8)の次期開催地については、議長より代表者会において、東北北海道ブロック主催で、担当は秋田県と決定、開催日は令和8年10月10日(土)、開催場所は秋田市内の「秋田キャッスルホテル」及び「あきた芸術劇場」で開催されることが報告された。

次いで、次の演題により、講演が行われた。

* 基調講演

座 長：富山県医師国保組合

村上美也子 理事長

演 題：「国保問題検討委員会質問答申」について

講 師：一般社団法人

全国医師国民健康保険組合連合会

国保問題検討委員会 前委員長

篠原 彰 先生(静岡県副理事長)

* 特別講演

座 長：全国医師国民健康保険組合連合会

近藤 邦夫 会長

演 題：近代医学を拓いた若狭・越前の医人たち

講 師：認定NPO法人杉田玄白

・小浜プロジェクト 理事長

杉田玄白記念公立小浜病院 名誉院長

京都大学名誉教授

小西 淳二 先生

以上で全医連の第63回全体協議会は無事終了した。

決議

医師国民健康保険組合(以下、医師国保組合)は、昭和三十六年に始まる国民皆保険制度の成立以前から、医師による強い連帯意識と相扶共済の精神に基づき、わが国の健康保険制度における先駆的役割を果たしてきた。以来、六十有余年に亘り、地域住民の生命と健康を守る医師をはじめとする医療従事者は、医師国保組合の存在により安心して地域医療に貢献してきた。

こうした認識のもと医師国保組合は厳しい財政状況の中、保険料の適切な引き上げとその完全収納、自家診療の請求自粛、独自の保健事業等により、健全な運営に努めてきた。平成二十八年度以降行われた定率国庫補助率削減には、保険料の引き上げと積立金の取り崩し及び事業の縮小等で対処してきた本年の財政当局による建議及び予算執行調査結果により、「国保組合に対する財政支援の見直し」が言及された。単に所得水準の高低準備金の保有額だけで判断するのではなく、運営状況、自家診療の給付制限等医師国保組合の自助努力を斟酌の上で、定率国庫補助の仕組みを堅持し、更なる見直しは行わないことを求める。

更には医学医療の進歩により次々に登場する超高額薬剤や新たな医療技術の開発などによる高額医療費が組合財政を圧迫しており、規模の大きくな組合では存続の危機まで論じられている高額医療費問題に対する国の積極的な関与が望まれる。

また、令和8年度に施行される「子ども・子育て支援金制度」の運営にあたっては、その支援金の財源の賦課・徴収業務を医療保険者が担うことになる。本来、医療保険者における保険料の賦課・徴収業務は、医療保険被保険者への健康保険事業の財源とするものである。従って医療保険者に「これ以上他の制度運営の財源の賦課・徴収業務を負わせる」とは、保険者機能の発揮や事業運営に過分な負担となっている。

そして、本年五月に成立した改正年金改革法案による被用者保険適用拡大は、医療保険も含め今後十年かけ順次行われる法律の条文上適用の範囲のあり方の検討は、国民健康保険制度のあり方に注意して検討する、との一文が入れられたが、十年後の法律施行の行方によつては、国保組合の存立をも揺るがしかねないものである。

よつて、本会は第六十三回全体協議会において、危機意識を共有し、喫緊の課題について慎重に議論した結果、左記の事項を採択し、国会並びに関係諸機関に強く要望する。

記

一 国保組合に対するこれまでの定率国庫補助率の見直しは行わないこと。
一 国民皆保険制度を崩壊させかねない高額医療費によって保険者に過重な負担がかからぬよう、国の積極的な対応を求める。また、国は医学・医療の進歩に対応する医療保険制度を確立し、国民皆保険制度を堅持すること。
一 医療保険者にこれ以上他の制度運営の財源に充てる支援金等の賦課・徴収業務を負わせないこと。
一 被用者保険適用拡大については、将来の年金制度と医療保険制度のあるべき姿を検討し、国民皆保険制度を見据えた医療保険制度改革の道筋を示すこと。

右決議する。

令和七年十月十一日